

## Talk about と~くあばうと



七尾市長 武元 文平

中島地区の6つの保育園がこの3月で閉園となり、4月から統合の中島保育園がスタートしました。旧中島町時代から50年余り、地域の保育園として親子三代にわたり地域の子育てを担つてきましたが、最近の少子化で閉園のやむなきに至りました。「次代の担い手を育てる施設をなくすことは過疎化に拍車をかけるものだ」との声があります。地域の人たちの寂しさは本当に涙の出る思いです。

少人数教育のメリットもありますが、子どもは成長に応じてより大きな集団の中でのいろんな子どもたちとぶつかり、泣いたり笑つたりして競い合うことで成長するものです。一人ひとりの子どもがより良い環境でより良い教育を受けられるようにしなければ過疎化はますます進みます。子育て世代が安心してこの地で生活し、子育てしようと思えるような環境を作ることが人口を増やすことにつながります。

良い教育ができるところには若者は定着しません。

旧中島町の歌に「ふるさとよ、いつまでも変わらないで：（中略）・空よ海よ、きれいなままで」とあります。でも、ふるさとは今大きく変わろうとしています。人口減少、少子化に歯止めをかけようとしていますがなかなか止まりません。高齢化が進み、荒れた田畠が増えています。しかし過疎化で人口が減少する田舎には豊かな自然や伝統文化があり、心豊かな人間を育てる環境とすればいい所です。

いつまでも変わらないふるさとづくりのためには、このすばらしい環境の中で子どもたちに多くの感動や思い出を与えて、子どもたちをふるさとに愛着と誇りを持った人間に育てなければなりません。幸いなことに田舎には人生経験豊富な高齢者がたくさんいらっしゃいます。子育てや子ども教育のためにこの高齢者を活かさない手はありません。より良い環境を作り、地域ぐるみの教育実践でふるさとを元気にしなければなりません。保育園の統廃合は新しいふるさとづくりの始まりでもあります。地域の方々の変わらぬご支援、ご協力を重ねてお願いいたします。

生きかはり死にかはりして打つ田かな  
鬼城

## ふるさとよいつまでも

市長へのメール「前略、市長さん」(<http://www.city.nanao.lg.jp/shicho/>)では、市民のみなさんから市長へのご意見・ご質問などをお待ちしています。

## ななこちゃんのエコ生活

今月のテーマ 風呂敷でエコしてみませんか？

風呂敷は、ビン・本・スイカなどさまざまな形の物を包み、持ち運ぶことができる、日本文化から生まれた素晴らしい道具です。風呂敷は繰り返し使うことができ、とても環境にやさしいエコツールです。

皆さんの家にある風呂敷を普段の生活の中でも活用してみませんか？



※七尾市快適環境づくり市民委員会では、風呂敷の包み方講習会を実施しています。講習会を希望される団体は、下記までご連絡ください。

問 環境安全課環境政策グループ

☎53-8421 FAX53-8411 ☐anzen@city.nanao.lg.jp

## 市長談話室

あなたの「想」をお聞かせください!!  
どなたでも申し込みできます(原則、一人30分以内)。前向きなご意見・ご提案をお待ちしております。

開催日程

●4月28日(火) 15:00～17:00

会場…田鶴浜市民センター2階第1会議室

●5月12日(火) 15:00～17:00

会場…七尾市役所1階情報公開コーナー

※公務により、中止になる場合があります。

問・申  
秘書広報課  
☎53-11110

☆お申し込みは1週間前までにお願いします。また、お申し込み多数の場合は、抽選になります。

# 今月の市民相談

問 秘書広報課 ☎53-1112

相談の種類	主な内容	場所	相談日	時間
<b>行政困りごと相談</b> 相談担当者：行政相談委員	国・県・市などの行政機関に対する意見や要望など	本庁 市民相談室	毎月第1・第3月曜日	10:00～12:00
<b>市民くらしの相談</b> 相談担当者：民生児童委員、人権擁護委員	日常生活の困りごと、人権相談		毎月第1～第4水曜日	10:00～12:00 13:00～15:00
<b>法律相談</b> （予約制・先着5名） 相談担当者：弁護士	借家・借地・金銭貸借・多重債務・相続・離婚などの法律問題		5月1日（金）	13:00～15:30
<b>登記相談</b> （予約制・先着4名） 相談担当者：司法書士、土地家屋調査士	相続・登記・財産管理・多重債務・土地の境界について		4月24日（金）	13:00～15:00
<b>消費生活相談</b> 相談担当者：消費生活専門相談員、担当職員	悪質商法などの消費トラブル		毎週月～金曜日 ※毎週金曜日は「専門相談員」による特設相談を開催	9:00～17:00
<b>行政・市民くらしの相談</b> 相談担当者：行政相談委員、人権擁護委員	行政相談、人権相談、日常生活の困りごと	田鶴浜市民センター、中島市民センター、能登島市民センター	4月20日（月）	13:00～15:00
<b>女性なんでも相談</b> 相談担当者：専門相談員	女性の悩み・DVなど (電話相談有り ☎52-7830)	パトリア5階 フォーラム七尾	毎月第1～第4火・金・土曜日	13:00～17:00
問 ミナ、クル2階 子育て支援課 ☎53-8419				
<b>結婚相談</b> 相談担当者：七尾市認定結婚相談員（縁結びist）	結婚に関する相談	ミナ、クル2階 第1相談室	第2・第4火曜日	13:00～15:00
<b>児童・ひとり親・女性相談</b> 相談担当者：担当職員	養育・家庭生活・DVなど	ミナ、クル2階 第1相談室、各市民センター	毎週月～金曜日	9:00～17:00
問 子ども教育課 ☎53-8434				
<b>子育て・親育ち相談室</b>	しつけ・不登校・学校生活など「子育て・親育ち」に関する悩み (対象：市内小中学生の保護者など)	本庁市民相談室	第1～4金曜日	9:00～12:00
問 金沢弁護士会 ☎076-221-0242				
<b>七尾法律相談センター</b> （予約制・先着5名） 相談担当者：金沢弁護士会弁護士	法律問題全般 (相談料1回5,000円)	パトリア5階 フォーラム七尾	毎週木曜日 ※相談前日の17:00までに要電話予約	13:30～16:00 (1人30分以内)

## 税金を納付する方法が変わります!!

### 市県民税が年金から引かれます

**市県民税の公的年金からの特別徴収(引き落とし)が21年10月から始まります。**

#### 【対象となる方】

- ① 65歳以上の公的年金の受給者で、市県民税の納稅義務がある方
- ② 年額18万円以上の公的年金を受給している方  
※平成21年度の納稅額が発生しない方は年金からの特別徴収は行いません。

#### 【対象となる税額】

- 厚生年金、共済年金、企業年金などを含む全ての公的年金に係る所得額に応じた税額が特別徴収の対象となります。  
※年金に係る税額は年金から徴収し、その他の所得に係る税額は、従来どおり普通徴収(直接納付)となります。

#### 【税額の通知】

- 特別徴収される税額などは6月に市税務課から送付する税額決定通知書によってお知らせします。  
※年金受給者の納稅の便宜や徴収の効率化を図るものであり、新たな税負担はありません。

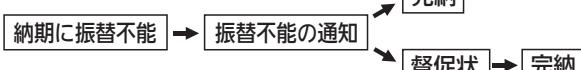
問 税務課市民税グループ ☎53-8412

### 市税を口座振替で納付している方

**口座振替日に振替ができなかった場合は、平成21年度から「再振替」を行います。**

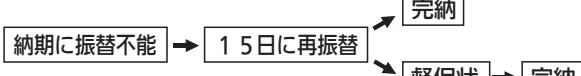
#### 【旧】

納付書「口座振替納付の不能について(お知らせ)」を送付し、各自が金融機関などで納付。



#### 【新】

納期限に振替できなかった場合は、次に来る「15日」(休業日にあたる場合は翌営業日)に再振替。



問 税務課収納グループ ☎53-8413